

重度身体障害者出張理容等サービス実施要綱

(総則)

第1条 重度身体障害者に対する出張理容等サービスの提供については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この出張理容等サービスを受けることができる者は、本市に居住している65歳未満の在宅の者（令和5年3月31日現在この要綱の規定に基づき出張理容等サービスの支給を受けていた者が同年4月1日以降も引き続き支給を受けようとする場合にあっては、本市に居住している在宅の者）で、次の各号に該当する者（以下「対象者」という。）とする。ただし、未就学児及びねたきり高齢者出張理容等サービス実施要綱（昭和52年4月1日制定）の規定により出張理容等サービスを受けているものは除く。

- (1) 重度の下肢又は体幹の機能障害者であること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく1級若しくは2級の身体障害者手帳を所持している者又はこれに準ずる障害者で市長が特に必要であると認めるものであること。
- (3) 日常身辺処理動作において介護を必要と認める者であること。
- (4) 病院、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに規定する施設又は介護老人保健施設に入所していないこと。

(助成の内容)

第3条 出張理容等サービスは、対象者に対し、出張理容等サービス利用券（第1号様式。以下「利用券」という。）を年6枚以内交付することにより行う。

- 2 出張理容等サービスは、2箇月に1回の割合で行うものとする。
- 3 第1項に規定する利用券は、あらかじめ1年分をまとめて交付することができる。

(出張理容等サービス利用券交付申請書等)

第4条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、出張理容等サービス利用券交付申請書（第2号様式）によらなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号から第4号までに該当することにより前年度に出張理容等サービス利用券の交付を受けている者が、市の保有する障害者台帳等により引き続き支給対象となることが確認できる場合には、当該年度の4月に申請があったものとみなす。

3 規則第5条第2項に規定する決定通知は、利用券の交付をもって代える。
(自己負担金)

第5条 対象者は、出張理容等サービスの提供を受ける際に、出張理容等サービスに要する費用の一部(以下「自己負担金」という。)を負担しなければならない。

2 自己負担金の額は、利用券1枚当たり500円とする。

3 対象者は、自己負担金を出張理容等サービスを提供した理容業者又は美容業者に支払うものとする。

(費用の支払)

第6条 市長は、理容業者又は美容業者が出張理容等サービスを提供した後に、出張理容等サービスの提供に要した費用から前条第1項に規定する自己負担金を控除した額を、神奈川県理容生活衛生同業組合横須賀支部長、神奈川県美容業生活衛生同業組合横須賀北支部長、神奈川県美容業生活衛生同業組合横須賀中央支部長及び神奈川県美容業生活衛生同業組合横須賀南支部長(以下「各支部長」という。)からの請求により、支払うものとする。

2 各支部長は、出張理容等サービスを提供した理容業者及び美容業者が対象者から受け取った利用券を毎月取りまとめたうえで、これらを添付して、翌月10日までに前月分について市長に請求を行うものとする。

(その他)

第7条 利用券は、対象者以外の者は使用することができない。

2 他人に譲渡した利用券は、無効とする。

3 利用券は、有効期間内に限り使用することができる。

4 利用券は、出張理容等サービスを対象者の居宅で受けたときに限り、使用することができる。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（表）（第 3 条第 1 項関係）

障	出張理容等サービス利用券	
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	利用者氏名	
	使用年月日	年 月 日
	(利用するときは、氏名及び使用年月日を記入してください。 裏面をご覧ください。)	
	年 月 日発行	
	横須賀市長	印

第 1 号様式（裏）

注意事項 1 この券は、市内の理容師又は美容師が重度身体障害者宅に出張して調髪した場合にのみ使用できます。 2 理容等サービスを受けるたびに、出張して調髪した理容師又は美容師に、この券 1 枚と自己負担金 500円をお渡しください。 3 この券を他人に譲渡した場合は、無効となります。 4 この券は、有効期間内に限り使用できます。 ※ 理容師は神奈川県理容生活衛生同業組合横須賀支部に、美容師は神奈川県美容業生活衛生同業組合横須賀北支部・中央支部・南支部に加入する事業者に限ります。

第 2 号様式（第 4 条第 1 項関係）

出張理容等サービス利用券交付申請書

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 住 所 氏 名 申請者 生年月日 電 話	
身体障害者 手 帳	
障 害 名	
(事務処理欄)	